



狭山市 セタの妖精

おりひい

狭山市こども計画

みんなでつくる こどもの笑顔かがやくまち さやま

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

狭 山 市

「狹山市こども計画」の策定にあたって



本市では、令和2年3月に「第2期狹山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、認可保育所の整備や地域子ども・子育て支援事業の拡充に取り組むなど、子育て支援施策を推進してまいりました。近年、本市の人口は社会増が続いており、特に若い世代の転入の割合が高く、これまで取り組んできたさまざまな施策に一定の評価をいただけたものと認識しております。

全国的には、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況の中、少子高齢化の進行は、将来的な労働力の減少や地域社会の活力低下を招くことが懸念されています。また、核家族化が進み、地域のつながりが希薄化する中で不安や悩みを抱える子育て家庭が増加しています。

このような中、国においては、将来を担うこどもへの取組を集中的に行うため「こども家庭庁」が発足し、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。さらに、こども施策に関する基本的な方針などを定めた「こども大綱」が策定され、こどもまんなか社会の実現を目指すこととしています。

こどもたちは未来を担う大切な存在であり、こどもたちが健やかに成長し、夢をもって生きることができる社会を築くことは、私たち大人の責任であります。

このたび策定した「狹山市こども計画」では、基本理念である「みんなでつくる こどもの笑顔かがやくまち さやま」のもと、こども大綱が掲げるこどもまんなか社会の実現に向けた気運の醸成、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、仕事と子育ての両立支援、児童虐待防止の推進など、こどもの健やかな育ちと自立に向けたさらなる支援の充実を図り、子育て家庭を支える環境を整備してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、狹山市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重な意見をお寄せいただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

狹山市長 小谷野 剛

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の対象	5
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	6
6. SDGs の推進	6

第2章 こどもをめぐる状況

1. 狭山市のこどもの動向	9
(1) 人口の動向	9
(2) こどもの人口に影響する社会動向	13
(3) 教育・保育の必要性に影響する社会動向.....	15
(4) ひとり親世帯の状況	15
(5) こどもの貧困や虐待についての状況.....	16
(6) インターネットの利用実態	17
(7) こどもの人口推計	18
2. 狭山市の子育て環境の現状	21
(1) 保育所数及び入所者数等の推移	21
(2) 保育所の待機児童数の推移	22
(3) 幼稚園数及び就園児数等の推移	22
(4) 学童保育室施設数及び在籍者数の推移.....	23
(5) 学童保育室の待機児童数の推移	23
3. 第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況.....	24
(1) 就学前の教育・保育の量の見込みに対する進捗状況.....	24
(2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況.....	28
(3) 施策の進捗状況	38
4. アンケート調査結果の概要	40
(1) 子育てニーズ調査・生活状況調査の概要.....	40
(2) こども・若者からのWEBアンケート調査の概要.....	41
(3) 主な調査結果	42
5. 今後の課題	65

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	69
2. 計画の基本方針	70
3. 重点的な取組	71
4. 計画の体系	72

第4章 子ども・子育て支援事業

基本方針Ⅰ～全ての子育て家庭を支える環境づくり～

第1節 就学前の教育・保育	75
1. 教育・保育の提供区域と基幹型保育所の位置付け.....	75
2. 量の見込みと提供体制の確保策	76
第2節 地域子ども・子育て支援事業	84
1. 位置付けと提供区域	84
2. 量の見込みと提供体制の確保策	85
第3節 子ども・子育て支援事業の推進	101

第5章 ライフステージに応じた施策の展開

第1節 ライフステージを通じた施策

基本方針Ⅱ～こどもの最善の利益が優先される社会づくり～

1. こどもの権利擁護、意見の反映.....	105
2. こどもの居場所づくり、社会的活動への参画支援.....	106
3. 親と子の健康・医療の充実.....	108
4. こどもの貧困対策、支援を要するこども・若者を守る取組.....	112
5. 児童虐待防止・社会的養育の充実.....	121
6. こども・若者の自殺対策、犯罪などから守る取組.....	123
7. こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進.....	127

第2節 ライフステージ別の施策

基本方針Ⅲ～こどもの健やかな育ちと自立に向けた切れ目のない支援～

1. 結婚・出産の希望をかなえる支援.....	130
2. 子育てと子育ての支援.....	131
3. こどもの自立と健全育成の推進.....	135
4. こども・若者の未来に向けた支援.....	140
5. ワーク・ライフ・バランス、働き方改革の推進.....	141

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制	147
2. 計画の進行管理	147

資料

1. 狭山市子ども・子育て会議条例	151
2. 狭山市子ども・子育て会議委員名簿	152
3. 策定経過	153

第1章 計画の策定にあたって



1. 計画策定の趣旨

国は、少子化対策として、平成6年にエンゼルプランを策定したのを皮切りに、平成15年には少子化社会対策基本法を、平成16年には少子化社会対策大綱を定め、さらに、令和2年には新たな少子化社会対策大綱を策定し、少子化対策を推進してきました。

また、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年には、子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年には、子ども・子育て支援新制度が開始され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援における量の拡充と質の向上を進め、さらに、令和2年に新子育て安心プラン、令和5年に放課後児童対策パッケージを定め、待機児童対策を推進しています。

このような中、令和5年4月には、将来を担うこどもへの取組を集中的に行うため「こども家庭庁」が発足し、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、同年12月には、これまでの少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、こどもの貧困対策の推進に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項などを一元的に定めた「こども大綱」が策定され、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」（こどもまんなか社会）の実現を目指すこととしています。

本市においては、平成27年に「第1期狭山市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年に、その内容を継承した「第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する環境の変化に向き合い、子育てしやすい環境を整え、こどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるように、また、子ども・子育て支援新制度のもとで、本市の全てのこどもや子育て家庭を対象として、教育・保育・子育て支援施策の充実を図ってまいりました。

「狭山市こども計画」（以下「本計画」という。）は、これまでの狭山市子ども・子育て支援事業計画を包含しつつ、こども大綱に定められた基本方針などを勘案し、こどもの最善の利益が優先され、全ての子育て家庭を支える環境を整備するとともに、こどもの健やかな育ちと自立に向けたさらなる支援の充実を図り、本市における「こどもまんなか社会」を実現するため、新たな計画として策定するものです。



「こども」の表記について

こども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

このため、本計画では、平仮名表記の「こども」を用いていますが、法令等で定められている場合、固有名詞を用いる場合や、他の語との関係で平仮名表記以外を用いることが適当だと判断される場合は、「子ども」、「子供」、「児童」、「生徒」、「青少年」等、平仮名表記以外を用いています。

2. 計画の位置付け

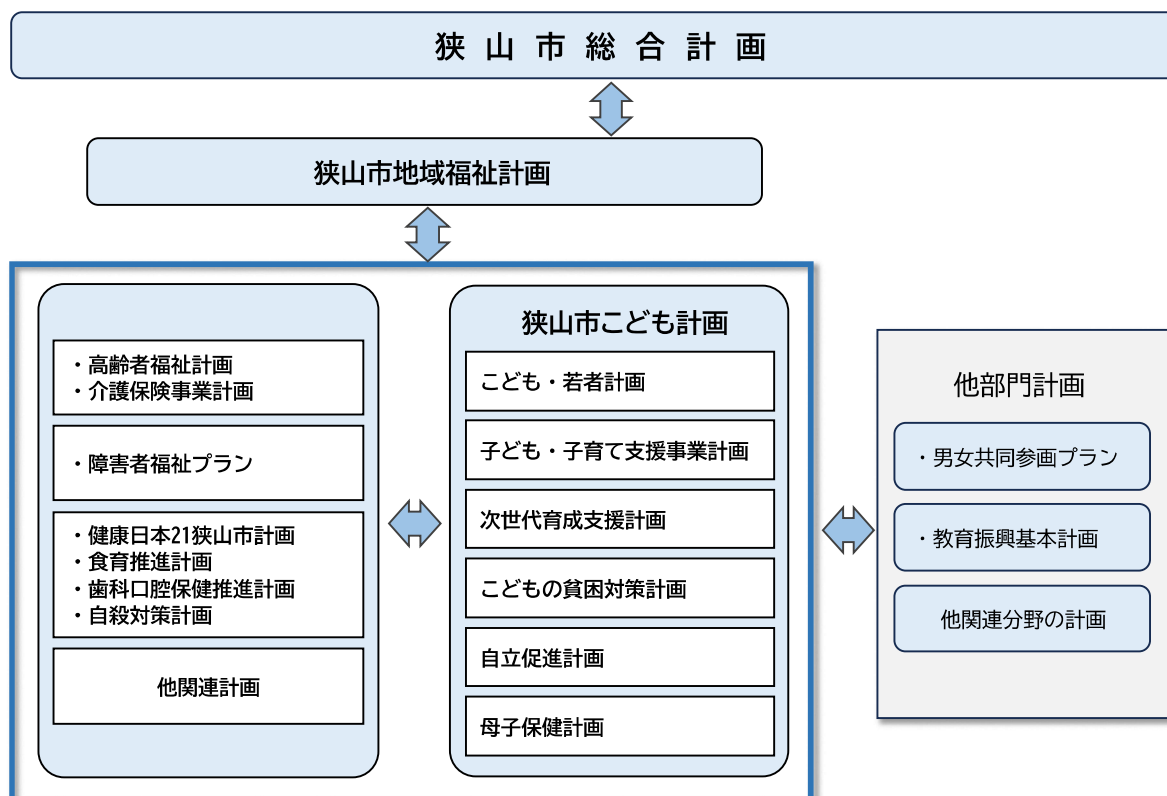
(1)位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づき、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して策定する「市町村こども計画」であり、同条第5項により、一体のものとして作成することができる、以下の計画を包含するものです。

1. こども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
2. 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
3. 次世代育成支援計画（次世代育成支援対策推進法）
4. こどもの貧困対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
5. 自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
6. 母子保健計画（母子保健計画策定指針）

(2)他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「狭山市総合計画」、福祉分野の上位計画である「狭山市地域福祉計画」、その他の福祉関連計画などとの施策の整合を図り、一体的かつ効果的に推進します。



3. 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から概ね20歳代までのこども・若者及びその家庭を対象としています。
ただし、施策の内容によっては、30歳代までの若者も含みます。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生から概ね18歳まで	概ね18～30歳	概ね30～39歳
こども			若者	

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。期間中においても、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	
狭山市	総合計画	第4次						第5次(予定)					
	地域福祉推進計画 (地域福祉計画)	第3期	第4期					第5期(予定)					
	こども計画	こども計画(本計画)											
	子ども・子育て 支援事業計画												第2期
	障害者福祉プラン	第4次	第5次			第6次							
	健康日本21狭山市計画・食 育推進計画・歯科口腔保健 推進計画・自殺対策計画	第3次				第4次							
	高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期							
	男女共同参画プラン	第4次		第5次									
	教育振興基本計画	第2次	第3次					第4次(予定)					
埼玉県		子育て応援行動計画 (令和2年度～令和6年度)					埼玉県こども・若者計画(仮称) (令和7年度～令和11年度)						
国	こども基本法						●施行						
	少子化社会対策大綱	●策定											
	子供・若者育成支援推進大綱	●策定				▶こども大綱に一元化							
	こどもの貧困対策に関する大綱												
	子ども・子育て支援新制度												

5. 計画の策定体制

計画策定の過程においては、子ども・子育て支援法第72条に基づく「狭山市子ども・子育て会議」にてその内容を審議するとともに、子育て中の保護者のご意見やニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

また、中学生とその保護者の生活状況を把握するためのアンケート調査を実施するとともに、こどもや若者の意見を本計画へ反映させるため、小学生、中学生・高校生世代、大学生・20歳代までの若者を対象としたWEBアンケート調査を実施しました。

計画案については、パブリックコメントを実施し、広く市民から意見聴取を行いました。

6. SDGs の推進

平成27(2015)年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会全体の開発目標として、令和12(2030)年を期限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGsでは持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない」社会を目指し、総合的な取組が示されています。

本計画においても、SDGsの視点を踏まえて各施策に取り組んでいきます。

